

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-4-4
子育て福祉の充実

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

青少年家庭課長 黒田利恵

電話番号

0852-22-5242

事務事業の名称	里親委託児童支援事業	
目的	(1) 対象	社会的養護を必要とする児童
	(2) 意図	個別的な生活支援・自立支援を行うことができる家庭的環境での養育を受ける。
事業概要	○要保護児童を家庭的な環境で養育する。 ・里親支援事業：新規里親開拓のため、里親制度の普及啓発を行う。また、里親の交流促進と委託児童の処遇向上について学ぶため、里親会で研修会や交流会を行う。 ・里親育成事業：里親のスキルアップや専門里親の増加を図るため、更新研修や専門研修を実施する。 ・里親措置事業：様々な事情で家庭で生活することができない児童を里親に委託し、家庭的な環境で育ちを支援する。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	里親登録数	目標値	113.0	123.0	133.0	127.0	世帯数
	式・定義	103組(H27年度実績)+(10組/年*4年)-H31年度は5年に1回の更新年▲11%→127組(親族里親を除く)	取組目標値					
			実績値	103.0	110.0			
			達成率	-	97.4	-	-	%
2	指標名		目標値					
	式・定義		取組目標値					
			実績値					
			達成率	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	89,439	107,516
うち一般財源(千円)	43,921	54,306

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度末の里親登録世帯は、親族里親4世帯を含めると114世帯となっている。 里親等委託児童数は、平成27年度末は里親への委託が37人、ファミリーホーム(平成27年7月開設)への委託が4人で計41人であったが、平成28年度末は里親への委託が41人、ファミリーホームへの委託が5人で計46人であった。 被虐待児や発達障がいなど特別なケアを必要とする子どもを養育するための専門的知識を有した専門里親は、平成27年度末から1名増え、20人となった。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月に島根県社会的養護体制推進計画を策定し、15年間の里親委託児童数の目標値を定め、里親委託を推進している。 児童を養育している里親の体験発表など里親制度の普及啓発活動により、養子縁組を希望する里親などの登録が増えてきている。 島根県里親会に里親支援機関事業を委託し、里親制度の普及啓発活動や里親相互交流事業等を実施し、新規里親の開拓や里親支援を行った。 里親制度について理解と関心を深めることを目的とした講演会を開催したところ、一般参加も多数あり里親に関心を持つ人が増えた。
--

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

- 里親登録者数が不足している
- 里親委託件数が伸びない
- 施設に長期入所している児童の里親委託が進まない
- 里親が児童の養育について自信を失ったり不安感を抱く場合がある
- 里親が悩みを一人で抱え込み孤立感を抱く場合がある
- 里親委託について、実親の同意が得られず委託できない場合がある
- 養子縁組を希望する里親への委託が進まない

②困っている状況が発生している「原因」

- 里親制度について知らない人が多い
- 児童側のニーズと里親の希望が合わない
- 施設から里親委託に移行する適切な時期の判断が難しい
- 里親が受託児童の言動にうまく対応できない場合がある
- 里親が身近に相談したり、頼ることができる人がいない
- 里親委託に対する実親の抵抗感が強い
- 養子縁組を前提として委託できる児童が少ない

③原因を解消するための「課題」

- 里親制度について広く周知する必要がある
- 児童のニーズに適切に対応できる里親を慎重に選ぶ必要がある
- 長期入所中の児童と里親委託の交流を深めるため、児童相談所と施設が連携し施設機能強化事業を実施する
- 里親が児童の養育に関する知識や技術を習得する必要がある
- 里親を継続して支援するための体制が必要である
- 実親が抱く、里親に子どもを取られるという不安を取り除く必要がある
- 児童の養育が困難な実親や妊産婦を早期に里親委託の相談につなげる必要がある

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

- 県民への里親制度の周知と理解促進のため、児童相談所及び里親会、市町村と協力し普及啓発活動を実施する
- 児童と委託候補里親とのマッチングのため、児童相談所が家庭生活体験事業等を実施する
- 長期入所中の児童と里親委託の交流を深めるため、児童相談所と施設が連携し施設機能強化事業を実施する
- 里親の養育能力の向上のため、専門研修等を実施する
- 里親への継続的な支援を行うため、児童相談所及び里親会と協力し児相職員や先輩里親による家庭訪問、里親交流会等を実施する
- 実親の里親委託への抵抗感を低減するため、委託前から継続して里親と児童相談所が連携し児童と実親の交流や関係改善に向けた支援を行う
- 里親委託が必要な児童を早期に発見するため、市町村や産婦人科医療等関係機関への里親制度周知と機関連携による実親への相談支援を行う
- 里親委託促進のために必要な業務を一体的総合的に行うため、里親支援専門相談員の設置や里親支援機関の指定について関係機関等と検討・協議を行う